

# 平成28年度からの市・県民税の税制改正等について

## 1. 市・県民税における公的年金からの特別徴収制度の見直し

### (1) 仮特別徴収税額の算定方法の見直し（仮特別徴収税額の平準化）

平成25年度税制改正において、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額（仮徴収税額）が「前年度分の公的年金等に係る所得割額と均等割額の合算額（年税額）の2分の1に相当する額」とされました。

この改正は、平成28年10月1日以降に実施する特別徴収から適用されます。

※ 本改正については、仮特別徴収税額算定の見直しを行うものであり、新たな税の負担が発生するものではありません。

公的年金からの特別徴収税額の計算方法（年金特別徴収継続者）

	仮徴収税額			本徴収税額		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
改正前	前年度分の本徴収税額÷3 (前年2月と同額)			(年税額－仮徴収税額)÷3		
改正後	(前年度分の年税額÷2)÷3			(年税額－仮徴収税額)÷3		

### (2) 転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

現行制度では、納税義務者が賦課期日（1月1日）後に市町村の区域外に転出した場合や、特別徴収する税額が変更された場合は、公的年金からの特別徴収は中止され、普通徴収（納税通知書で納める方法）に切り替わります。

平成25年度税制改正において、年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務効率化の観点から、「転出や税額変更があった場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続する」こととされました。

この改正は、平成28年10月1日以降に実施する特別徴収から適用されます。

## 2. 住宅借入金等特別控除の延長

住宅借入金等特別控除について、居住開始年月日が平成29年12月31日から平成31年6月30日まで延長されました。

### 3. 「ふるさと納税」に係る改正

平成25年度税制改正及び平成27年度税制改正で平成27年中に都道府県、市区町村（地方公共団体）に対して寄附（ふるさと納税）をした場合、平成28年度から適用される市・県民税について次のとおり改正されました。

#### (1) 所得税の最高税率引上げに伴う「ふるさと納税」に係る特例控除額の算定方法の改正

平成27年分以降の所得税の最高税率が40%から45%に引き上げられたことに伴い、平成28年度以降の寄附金税額控除（ふるさと納税）に係る特例控除額の計算方法は次のとおりとなります。

	課税年度	ふるさと納税に係る特例控除額の計算方法
改正前	平成26年度から 平成27年度	$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - (\text{所得税の適用税率} : 0 \sim 40\%)) \times 1.021$
改正後	平成28年度以降	$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - (\text{所得税の適用税率} : 0 \sim 45\%)) \times 1.021$

#### (2) 特例控除額の拡充（特例控除限度額の引上げ）

「ふるさと納税」に係る寄附金税額控除については、基本控除に加算される特例控除額の上限を市・県民税の所得割額（調整控除後の所得割額）の10%から20%に拡充することとされました。

	課税年度	特例控除額の上限
改正前	平成21年度から 平成27年度	所得割額の10%
改正後	平成28年度以降	所得割額の20%

### (3) 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

確定申告の不要な給与所得者等が、自分の生まれ故郷や応援したい都道府県・市区町村に対し寄附（ふるさと納税）をした場合、所得税の確定申告を行わなくても、市・県民税から所得税控除分相当額を含めた寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

対象となるのは、平成27年4月1日以降に行う「ふるさと納税」で、寄附先の団体数が5団体以内かつ確定申告（市・県民税申告を含む）を行わない場合に限りです。

#### ○ワンストップ申告特例申請が無効（なかったものとみなす）となる場合

- ア 所得税の確定申告を行った場合（賦課決定後の期限後申告を含む）
- イ 市・県民税の申告を行った場合（賦課決定後の期限後申告を含む）
- ウ 「ふるさと納税」をされた自治体の数が5自治体を超えた場合
- エ 申告特例申告書（変更届出書含む）の住所等が相違し、賦課期日（1月1日）に課税権を有する自治体に申告特例通知書が1月11日から1月31日までに送付されない場合

上記に該当する場合は、ワンストップ申告特例が適用されないため、所得税の寄附金控除と市・県民税の寄附金税額控除の適用を受けるには、領収書または寄附金受領証明書を添付して所得税の確定申告（修正申告・更正の請求を含む）をすることが必要となります。